

# 地方自治体の基幹業務システムの データ要件・連携要件の標準の アウトプットイメージについて



令和3年7月  
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

# 標準化法におけるデータ要件・連携要件の位置づけ

## ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3～6 略

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

## ①データ要件等の詳細化について（1）

○データ要件と連携要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が、制度を所管する各府省及び関係団体の協力を得て、詳細化する。

### 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

#### Ⅲ 標準仕様

※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。

※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

#### 1. 業務要件

・業務、情報システムの概要を記載  
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

#### 2. 業務フロー

・業務フローをBPMN(\*1)で記載  
・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け  
・システムが提供する機能に関する要件を策定  
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

#### 3. 機能要件

##### 3.1 機能要件(\*2)

##### 3.2 画面要件(\*3)

##### 3.3 帳票要件(\*4)

##### 3.4 データ要件(\*5)

##### 3.5 連携要件(\*6)

\*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

\*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

\*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

\*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

\*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

\*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

#### 4. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

##### 4.1 可用性、4.2 性能・拡張性、4.3 運用・保守性

##### 4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

各省検討事項

共通検討事項

4

出典：第2回地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議（令和2年9月）資料

## ①データ要件等の詳細化について（２）

○ データ要件と連携要件の詳細化の目的は、次のとおり。

### ① 国民のサービス向上

- ・ 庁内外のデータ連携を可能とすることにより、ワンスオンリーでサービスが提供できる環境を作る。
- ・ デジタルガバメント実行計画別紙４に記載する手続きをはじめとする主要な手続きを、オンラインで行える環境を作る。

【現状】

- ・ 何度も同じことを書かされる。
- ・ 変更は個別に行う必要がある。



【目指すべき姿】

- ・ 前回の申請内容が自動で入力されている
- ・ データの変更は全体が連動して行われる
- ・ 条件が合えば自動で申請・審査される



### ② 自治体の業務効率改善

- ・ 契約するベンダーを変更する際に、容易にデータ移行ができる環境を作る。
- 自治体が、機能・操作性・コストにすぐれた業務アプリを、提供ベンダーに縛られず、自由に選べるようになる。

【現状】

- ・ データ移行に時間もお金もかかる。

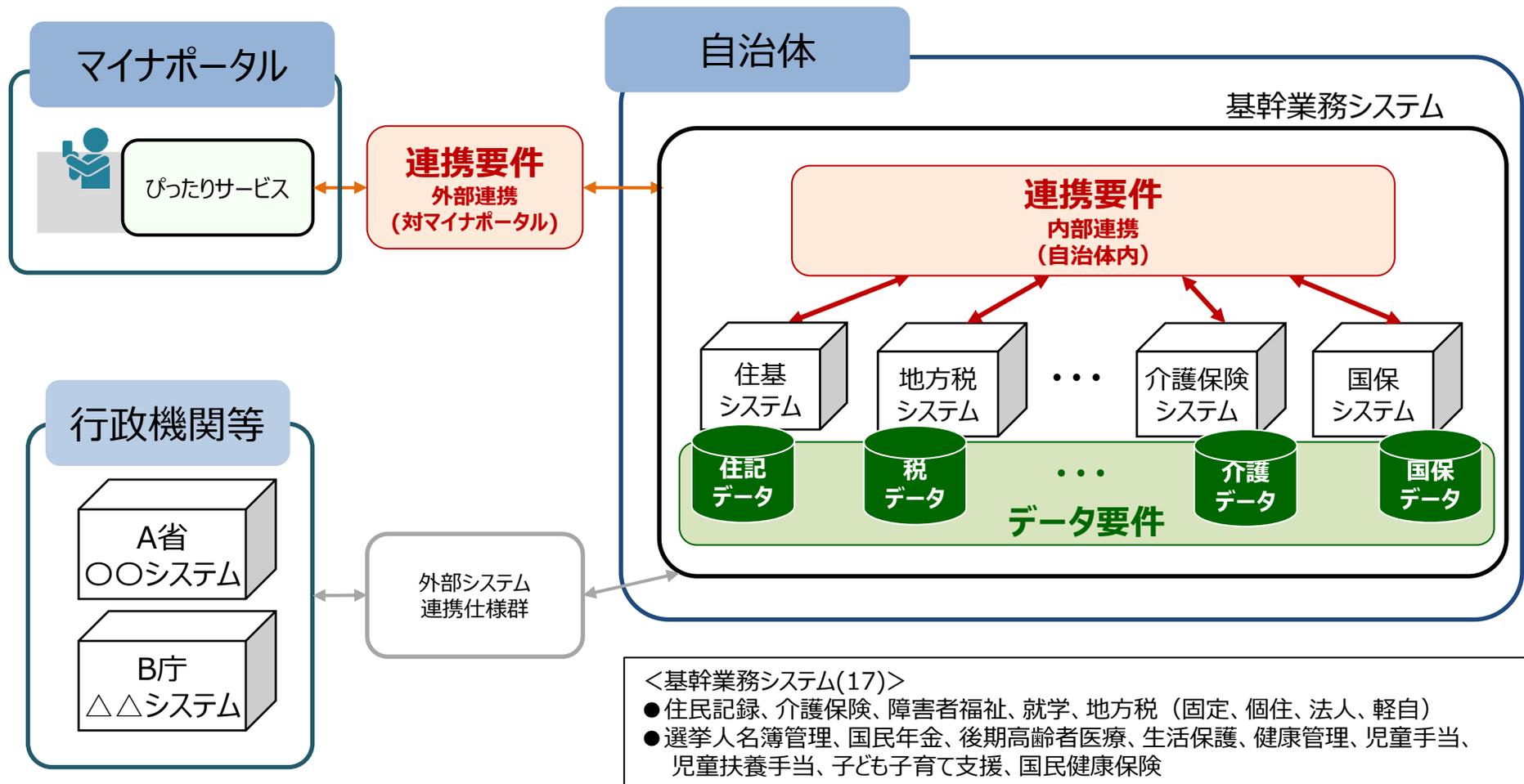


【目指すべき姿】

- ・ データ移行に時間もお金もかからない。

# 検討するデータ要件・連携要件の標準

- データ要件：基幹業務システムが管理するデータの項目や定義等の要件（中間標準レイアウトの拡充）
- 連携要件：基幹業務システムが他のシステムに提供するデータの項目や定義、それらの通信方式等の要件（地域情報プラットフォームの拡充）

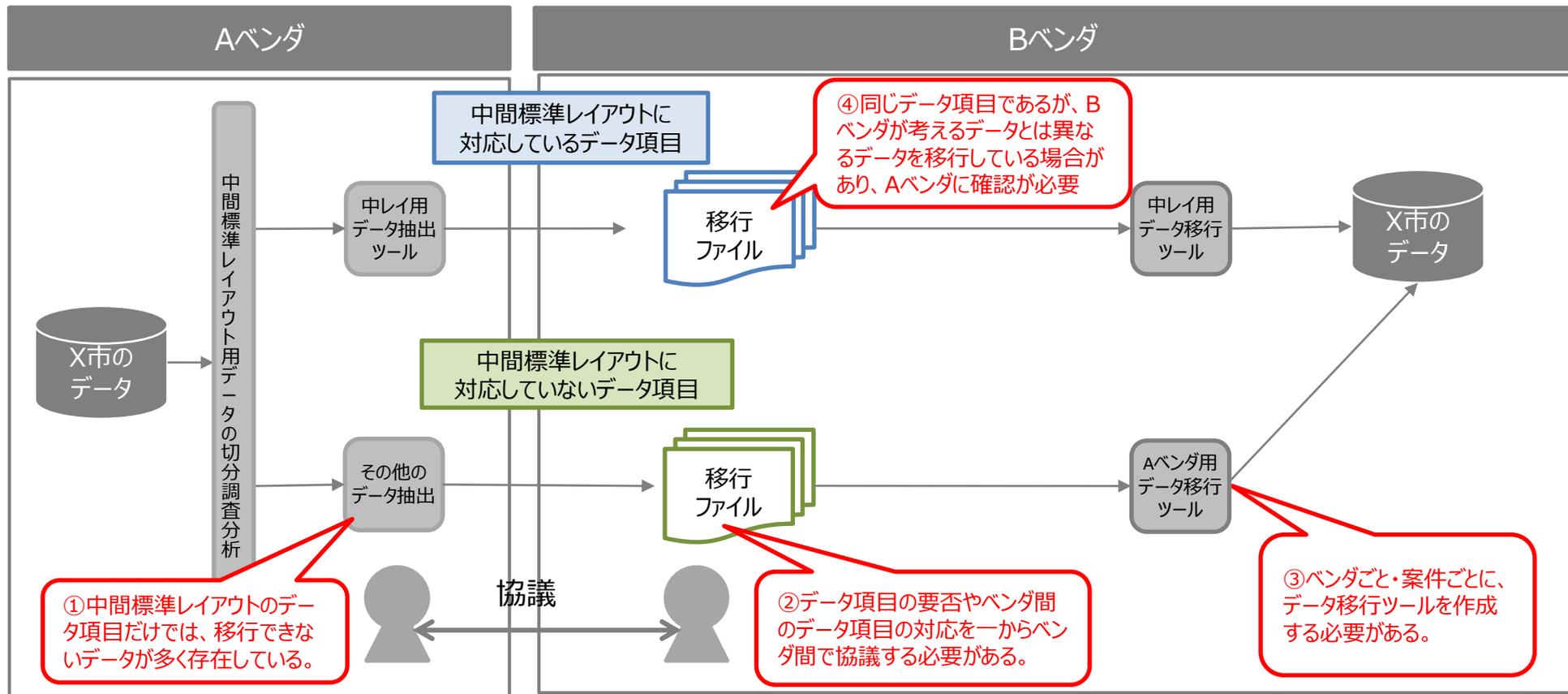




# 基幹業務システムのデータに関する既存の標準の現状(2)

- 業務が標準化されていないことや、各ベンダが独自のデータ項目を持っているため、中間標準レイアウトのデータ項目だけでは、移行データそのものが不足し、①各ベンダ毎に「中間標準レイアウトに対応していないデータ項目」が多く存在する。
- ①は、ベンダにより要不要が異なるうえ、名称や意味も異なるため、②移行元のデータ項目が移行先のどのデータ項目に対応するかを一からベンダ間で協議を行い、③ベンダごと・案件ごとにデータ移行ツールを作成しており、移行コスト（時間・費用）が非常に多くかかっているという現状がある。（1年以上かかる場合もある）
- また、中間標準レイアウトに対応しているデータ項目であっても、④語彙の揺れ等があるため、ベンダ間で再度確認を行う必要があり、さらに、移行にコストがかかっている。

(例) X市のシステムのデータをAベンダからBベンダに移行する場合



# 基幹業務システムのデータに関する既存の標準の現状(3)

- 既存の標準内（業務間）・標準間には、次のような「語彙の揺れ」がある。
  - (1) 同じ対象物について、異なる言葉を使っている。 → 同じ言葉にする必要がある。
  - (2) 同じ言葉だが、異なる対象物を示している。
    - ① 指し示す対象物は同じものに統一し、同じ言葉を維持する必要がある、
    - 又は、② 指し示す対象物は統一せず、異なる言葉を使う必要がある。

**(1)の例 1** : 本人の氏名について、（時点は異なるものの、）住民基本台帳は「氏名」、個人住民税は「本人氏名漢字」と異なる言葉を使っている。

住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
氏名	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名漢字	1月1日時点の本人氏名
フリガナ	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名カナ	1月1日時点の本人カナ氏名

**(1)の例 2** : 同じ住所コードであるが、住民基本台帳は1つにまとめ、個人住民税は複数に分解して使っている。

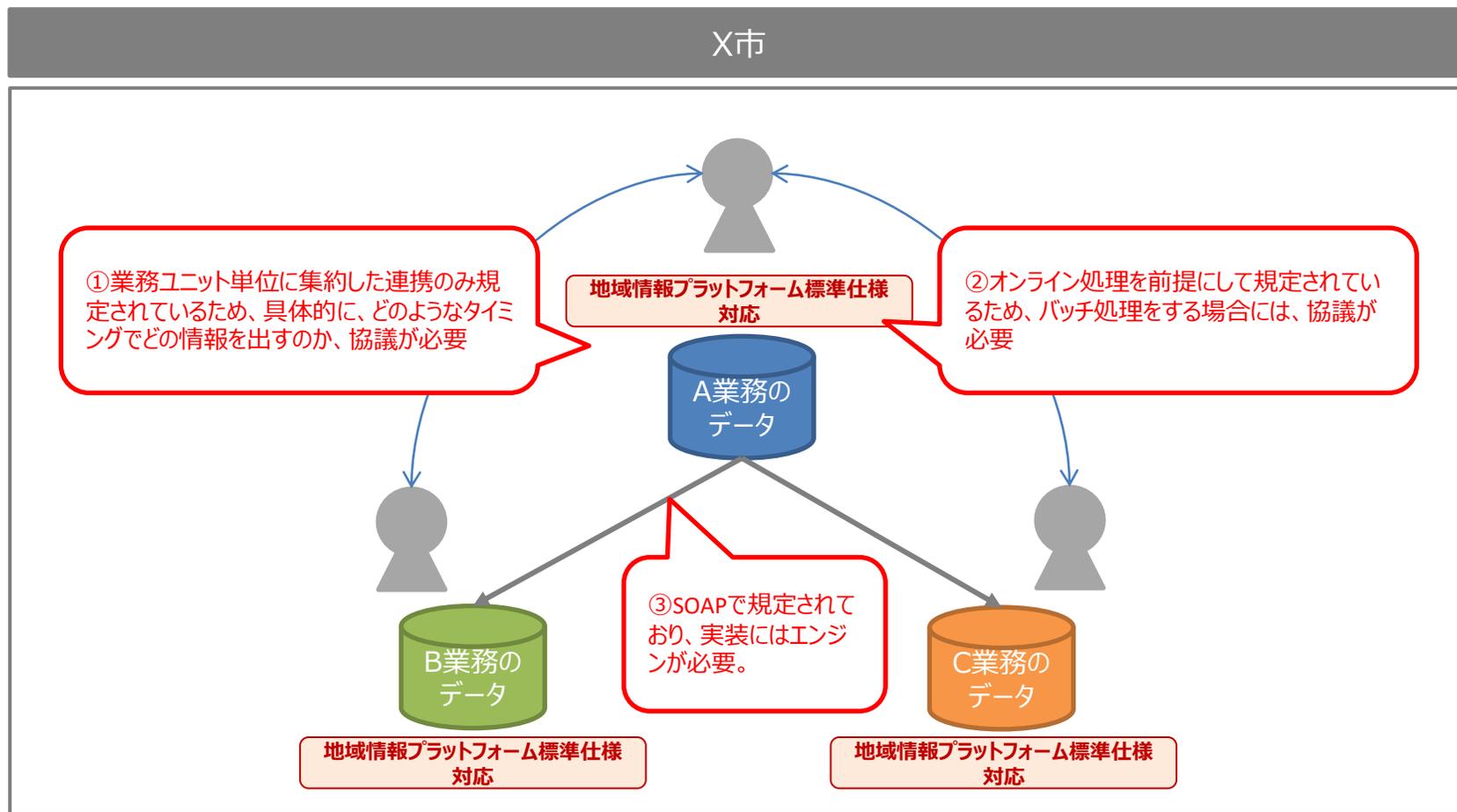
住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
住所コード	全国地方公共団体コード等の利用を想定。住所のコード化が必要な範囲に応じて自治体で個別に設定する。	都道府県市町村コード	1月1日時点の都道府県市町村コード 都道府県コード(2桁) + 市町村コード (3桁) を設定
		大字コード	1月1日時点の大字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「----」を設定 * 市区町村固有
		小字コード	1月1日時点の小字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「----」を設定 * ※市町村固有
		番地コード	1月1日時点の番地コード 番地(5桁)+号(5桁)+枝番(10桁)を設定

**(2)の例** : 「住所」という同じ言葉を使っているが、住民基本台帳は方書が含まれず、個人住民税は方書が含まれる。

住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
住所	住所を都道府県からセットする。	現住所	1月1日時点の現住所（市町村名+字名+番地+方書）
方書	方書をセットする。		

# 基幹業務システムのデータに関する既存の標準の現状(4)

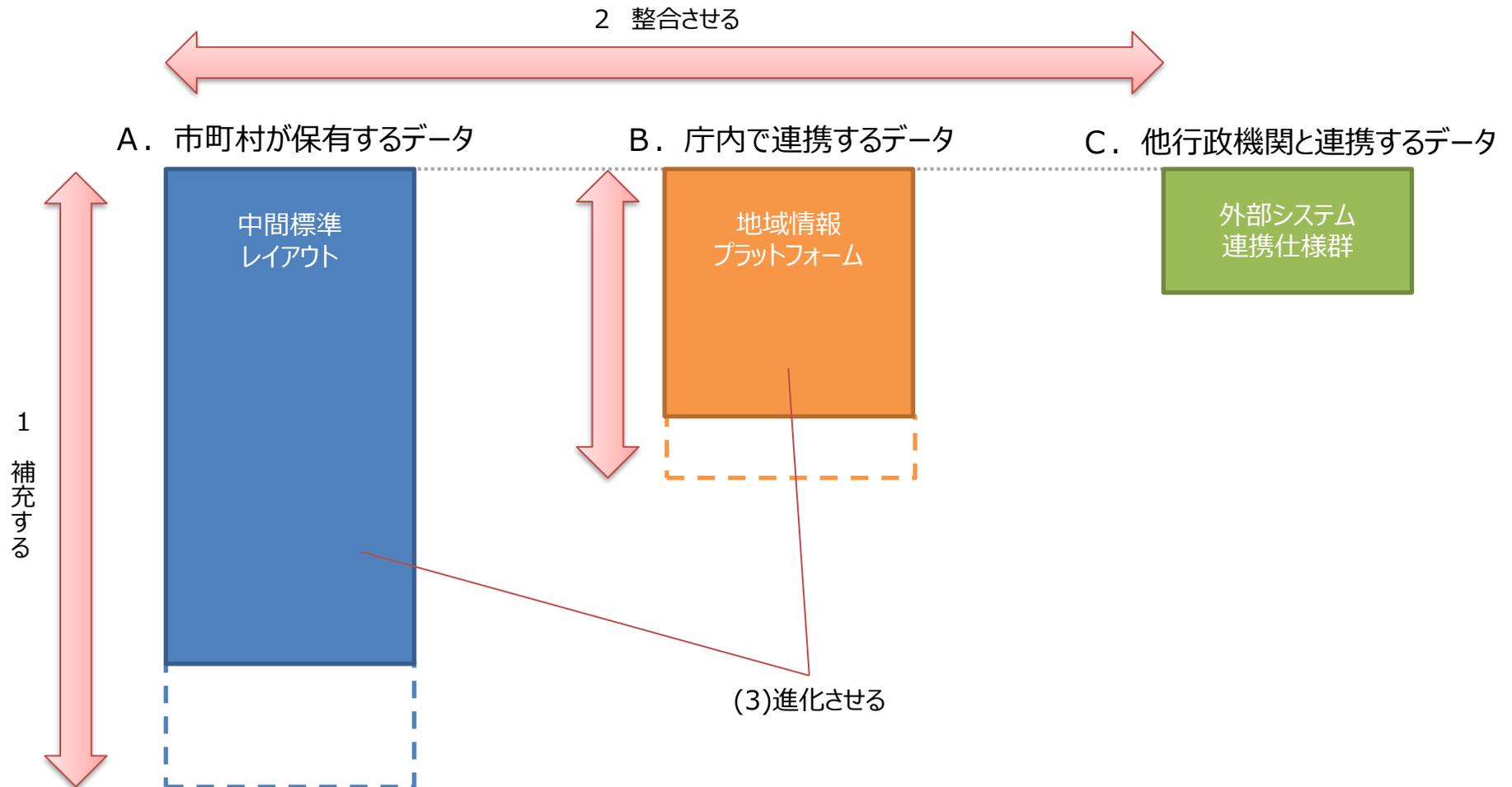
- マルチベンダ方式の場合、地域情報プラットフォーム標準仕様に対応している場合、①業務ユニット単位に集約した連携のみ規定されていることや、②オンライン処理を前提にしておりバッチ処理が規定されていないため、それぞれのデータを管理する担当課同士が協議して個別に情報連携の詳細を決めるとともに、③連携方式がSOAPとされており、実装するためのエンジンが必要となっている。



# 「データ要件・連携要件の標準」における課題と対応方針(1)

○「既存のデータ要件・連携要件の標準」について次の取組みにより拡充・見直しをした上で、「データ要件・連携要件の標準」の作成のために、活用する。

- (1) 既存の標準の不足を補充
- (2) 既存の標準内・標準間の整合性の確保
- (3) 連携方法や記述方法の進化



# 「データ要件・連携要件の標準」における課題と対応方針(2)

## 1. 作成方針

共通

- デジタル3原則に基づく業務フローの見直しや、各制度所管が作成する機能要件を踏まえ、データ要件・連携要件の追加・拡充を行う。
- データ要件・連携要件の標準の作成の観点から、各制度所管が作成する機能要件が不明確な点に対する追加・修正等を求める。

1  
データ要件

①補充する



○**データ項目の棚卸**（ベンダのパッケージが保有するデータの棚卸や、標準仕様における帳票等を参照）を行って、中間標準レイアウト等の不足を補充する。

②整合させる



○語彙の揺れを防止するため、語彙関係の整理をするとともに、複数の業務に参照されるデータについて、「**共用データセット**」として管理。  
○その管理のため、データ項目毎に、「**データの操作権限（CRUD）**」のカラムを設ける。

③進化させる



○今後の円滑な情報連携や移行可能性を高めるため、データモデルの標準化が必要。他方、2025年に向けて実装することは、多様なシステムが存在する現状を踏まえると現実的ではないことから、将来に向けた規範として、**UMLのクラス図又は論理レベルのER図（クラス図等という）**を示す。

2  
連携要件

①補充する



○業務単位でなく、**機能毎に、連携方法を定める**（機能要件の機能IDを活用）。  
○リアルタイム連携だけでなく、**バッチ処理も含めた処理のタイミングも連携方法に含める**。  
○マイナポータルぴったりサービスとの連携要件は、新しく作成する。

②整合させる



○データ要件の**データセットと整合させる**（データ項目IDを活用）。

③進化させる



○SOAPから、実装エンジンが不要でクラウド利用との親和性の高い**REST**にする。  
○法令上データのfrom to が定まっている連携は、標準準拠システムに実装できるように明確に規定。独自施策やワンスオンリー等を実装できるように、API連携可能なように規定。

※外部システム連携仕様群とは、各連携の現状（実装状況等）を踏まえ、データ要件等との整合性を個別に調整。

## 2. 保守・運用方針

- 新たな業務フローが生じる場合（法令改正に伴う業務フローの変更、BPRに伴う業務フローの変更）に**迅速に対応できる仕組み**を構築する。
- データ要件・連携要件の標準の適合確認を、**ガバメントクラウドに標準準拠システムを構築する際に厳格に行う仕組み**を構築する。

# 「データ要件・連携要件の標準」の全体像

※具体的なイメージは別途エクセルをご覧ください。

## 0.データ要件・連携要件の標準についての共通事項

- ・意義
- ・作成・運用・保守に関する事項 等

## 1.データ要件の標準

### 1.1 データセット

#### 1.1.1 共用データセット

：データ項目ID,データ項目名、データ型等属性、データの操作権限（CRUD）

#### 1.1.2 個別データセット

補足説明資料  
(凡例・コード)

### 1.2 文字要件

### 1.3 クラス図等

：データ項目ID,データ項目名

## 2.連携要件の標準

### 2.1 機能別インターフェース

：機能ID、機能名、  
データ項目ID、データ項目名、  
連携方法

補足説明資料  
(凡例)

### 2.2 庁内システム連携技術仕様

※マイナポータルびったりサービスとの連携要件を含む。

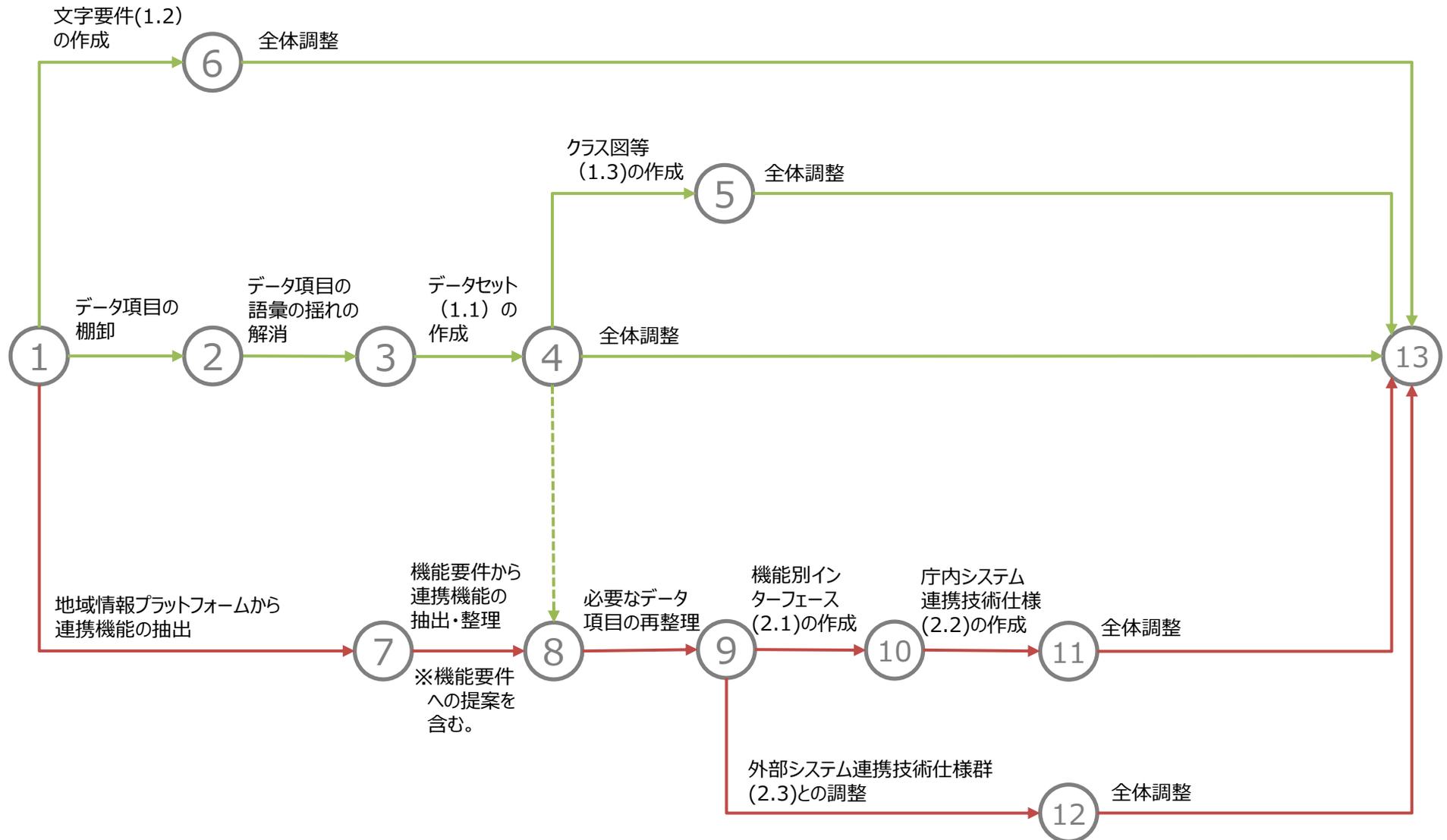
：連携方式

## 外部システム連携技術仕様群

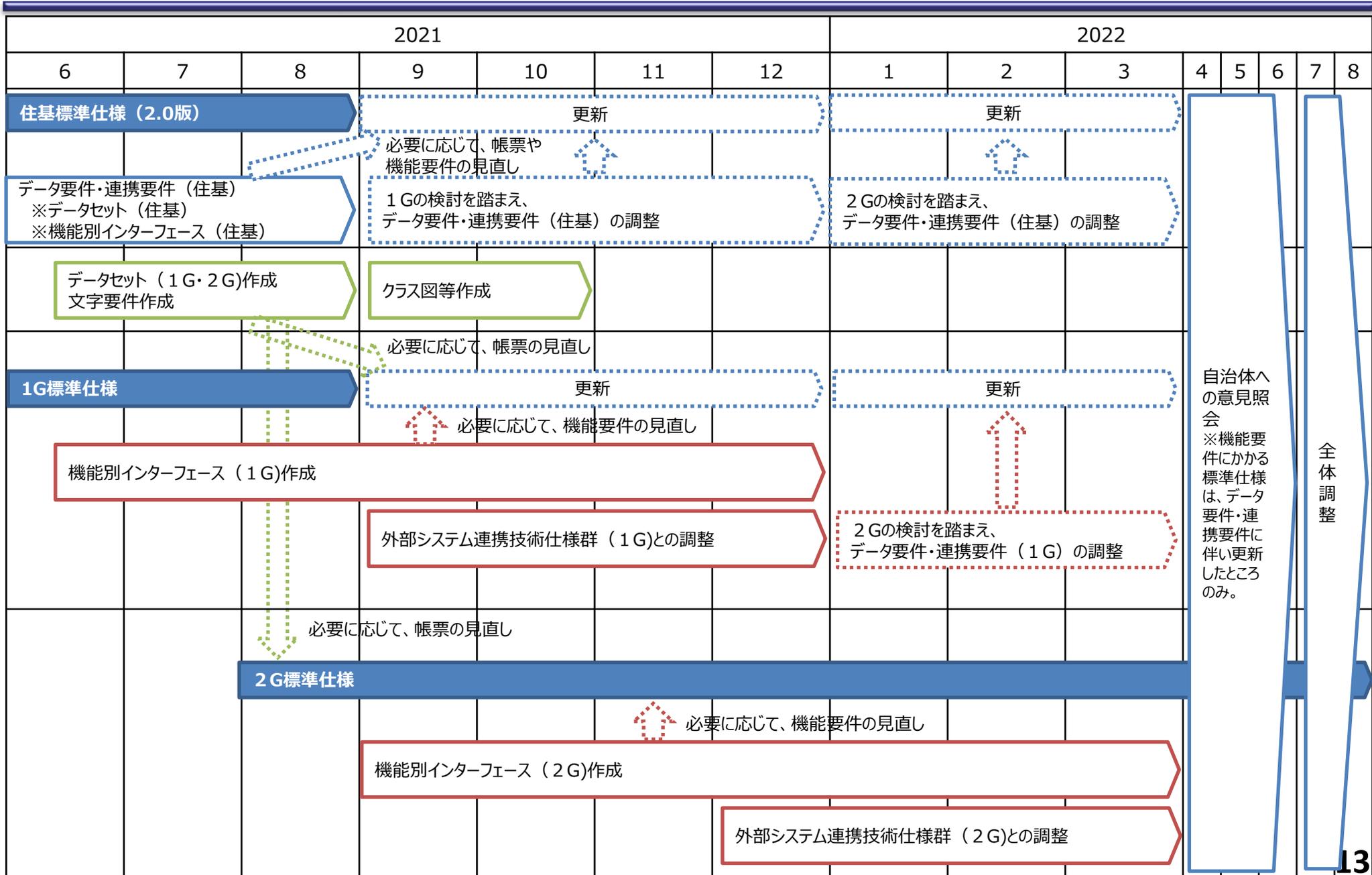
### 機能要件の標準

：機能ID、機能名

# 「データ要件・連携要件の標準」の一業務における作業工程



# 「データ要件・連携要件の標準」の策定スケジュール





## データ型

No.	データ型	データ型の内容	備考
1	X	半角文字列	
2	N	全角文字列	
3	9	整数	
4	9V	小数点付き実数	
5	S9	符号付き整数	負の場合は「-」を付ける
6	S9V	符号付き小数点付き実数	負の場合は「-」を付ける

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
1	削除フラグ	X	1	0	削除レコード以外	
				1	削除レコード	
2	住民種別	X	1	1	日本人住民	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	外国人住民	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	住登外個人(日本人)	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				4	法人	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				5	共有者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				6	住登外個人(外国人)	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
3	住民状態	X	1	1	住登者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	未登録住民者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	転出者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				4	死亡者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				9	その他消除者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
4	氏名区分	X	1	1	アルファベット	
				2	漢字及びかな	
				3	併記	
5	有無	X	1	0	無	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				1	有	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
6	性別	X	1	1	男	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	女	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	不明(未記入)	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
7	年号	X	2	01	明治	
				02	大正	
				03	昭和	
				04	平成	
				05	令和	
				09	西暦	
	99	不明				

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
8	続柄	X	2	00	不明	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				02	世帯主	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				11	夫	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				12	妻	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				13	夫(未届)	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				14	妻(未届)	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				20	子	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				2X	子()	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				51	父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				52	母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				62	祖父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				63	祖母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				66	曾祖父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				67	曾祖母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				71	兄	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				74	弟	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				81	姉	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				84	妹	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				91	おじ	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				92	おば	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				93	甥	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				94	姪	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
95	いとこ	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
96	縁故者	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
98	使用人	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
99	同居人	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
XX					住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用	
9	住居地補正	X	1	1	両方	
				2	住基法のみ	
				3	入管法のみ	
10	住所区分	X	1	1	転出予定	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				2	転出確定	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
11	住所コード	X	30	—	—	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用 ※全国地方公共団体コード等を想定しているが、自治体ごとにコード化の範囲も個別に設定する。

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
12	住民基本台帳異動事由	X	2	01	転入	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				02	出生	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				03	転出取消	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				04	帰化	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				05	国籍取得	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				06	職権回復	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				07	職権記載	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				08	住所設定	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				09	出入国在留管理庁通知回復	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				11	法第30条の46転入	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				12	法第30条の47届出	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				21	転居	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				22	世帯分離	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				23	世帯合併	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				24	世帯変更	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				25	世帯主変更	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				31	戸籍訂正	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				32	職権修正	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				33	住居表示	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				34	軽微な修正	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				35	転居取消	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				36	出入国在留管理庁通知修正	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				41	転出	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				42	死亡	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				43	国籍喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				44	職権消除	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				45	失踪宣告	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				46	出入国在留管理庁通知消除	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				51	転入受理通知	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				61	住民票コードの変更請求	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				62	住民票コードの職権記載等	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				71	個人番号の変更請求	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				72	個人番号の職権記載等	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
73	個人番号の職権修正等	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
99	訂正	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
13	交付識別	X	2	00	交付可能	
				01	住基更新中	
				02	交付不可	
14	軽微な修正フラグ	X	1	0	軽微な修正以外	
				1	軽微な修正	

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
15	在留カード等番号区分	X	1	0	番号無し	
				1	登録証番号	
				2	在留カード番号	
				3	特別永住者証明書番号	
16	国保資格区分	X	1	0	無	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				1	世帯主	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				2	擬制世帯主	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				3	世帯員	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
17	国保資格異動事由	X	2	-	-	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用 ※(国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書) 異動事由コード
18	退職区分	X	1	0	退職者でない	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				1	退職者本人	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				2	退職者被扶養者	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
19	退職該当事由	X	1	1	取得	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				2	退職該当	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
20	退職非該当事由	X	1	1	喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
				2	退職非該当	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民健康保険)より引用
21	国民年金種別	X	1	1	1号	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				2	任意	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				A	3号(厚年)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				B	3号(切替非対象)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				C	3号(国家公務員等共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				D	3号(日本たばこ産業共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				E	3号(日本電信電話共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				F	3号(日本鉄道共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				G	3号(地方公務員等共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				H	3号(公立学校共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				I	3号(警察共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				J	3号(私立学校教職員共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
				K	3号(農林漁業団体職員共済組合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考				
22	資格取得理由	X	2	00	学生	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				01	適用漏れ	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				02	20歳到達	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				03	第2号被保険者からの移行	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				05	その他	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				10	中国残留邦人等該当	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				11	外国からの転入	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				12	老齢(退職)年金受給	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				13	60歳到達	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				14	海外在住	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用				
				23	資格喪失理由	X	2	01	第2号被保険者該当	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
								02	老齢(退職)年金受給権者	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
								03	その他	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
								04	喪失申出	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用
06	死亡	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用								
10	中国残留邦人等該当	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用								
11	海外への転出	APPLIC標準仕様のコード辞書(国民年金)より引用								
24	後期高齢者取得事由	X	3					001	転入	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				002	年齢到達	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				004	職権記載	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				006	その他取得	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				009	仮登録	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				052	適用除外解除	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				053	入国	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				054	職権取得	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				055	帰化(資格取得)	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				057	保険者変更	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				058	障害認定	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				059	障害認定仮登録	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
				060	生活保護受給終了	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
25	後期高齢者喪失事由	X	3	202	死亡	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				203	国籍喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				204	失踪	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				205	職権消除	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				209	転出	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				252	出国	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				253	その他喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				254	適用除外	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				255	職権喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
				260	生活保護受給開始	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用
261	障害認定取消	APPLIC標準仕様のコード辞書(後期高齢者医療)より引用				
26	介護保険資格区分	X	1	1	1号被保険者	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				2	2号被保険者	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				3	介護保険資格無し	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
27	要介護認定済区分	X	1	0	認定無し	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				1	認定済	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				2	認定申請中	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
28	要介護状態区分	X	2	00	自立	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				11	経過的要介護	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				12	要支援1	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				13	要支援2	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				21	要介護1	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				22	要介護2	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				23	要介護3	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				24	要介護4	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				25	要介護5	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				31	再調査	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				88	取消	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				99	なし	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
29	介護保険喪失事由	X	2	01	死亡	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				02	転出	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				03	国籍喪失	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				04	職権	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				05	失踪	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
				99	その他	APPLIC標準仕様のコード辞書(介護保険)より引用
30	児童手当資格区分	X	2	01	新規認定	APPLIC標準仕様のコード辞書(児童手当)より引用
				02	消滅	APPLIC標準仕様のコード辞書(児童手当)より引用
				03	再認定	APPLIC標準仕様のコード辞書(児童手当)より引用
				04	消除	APPLIC標準仕様のコード辞書(児童手当)より引用
31	児童手当認定区分	X	1	1	被用者	
				2	非被用者	
				3	特例給付	
				4	非該当	
32	国籍	X	3	—	—	※JIS x 0304による国名コードを参照
33	第30条45規定区分	X	1	1	中長期在留者	
				2	特別永住者	
				3	一時庇護許可者	
				4	仮滞在許可者	
				5	出生による経過滞在者	
				6	国籍喪失による経過滞在者	
				7	中長期在留者等に該当しない者	

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
34	在留資格	X	3	T03	教授	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T04	芸術	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T05	宗教	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T06	報道	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T11	投資・経営	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T12	法律・会計業務	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T13	医療	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T14	研究	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T15	教育	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T16	技術	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T17	人文知識・国際業務	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T18	企業内転勤	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T19	興行	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T20	技能	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T21	技能実習1号イ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T22	技能実習1号ロ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T23	技能実習2号イ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T24	技能実習2号ロ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T25	経営・管理	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T26	技術・人文知識・国際業務	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T27	技能実習3号イ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T28	技能実習3号ロ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T29	介護	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T31	文化活動	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T41	留学	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T43	研修	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T44	家族滞在	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T51	特定活動	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				X14	永住者	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T60	特別永住者	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T61	日本人の配偶者等	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T62	永住者の配偶者等	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T63	定住者	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T71	特定技能1号	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
T72	特定技能2号	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
X82	仮滞在	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
X90	一時庇護	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
T81	高度専門職1号イ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				
T82	高度専門職1号ロ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用				

## コード一覧表

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
				T83	高度専門職1号ハ	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				T90	高度専門職2号	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
				999	その他(上記に当てはまる値がない場合)	APPLIC標準仕様のコード辞書(住民基本台帳)より引用
35	印刷区分	X	1	0	個人番号カード交付申請書、通知カード両方	
				1	印刷不要	
				2	通知カード再発行	
				4	再作成	
36	異動区分	X	2	00	—	職権修正や転入受理通知等、世帯としての異動が無い場合に設定
				01	全部	
				02	一部	
				03	全部→全部	
				04	全部→一部	
				05	一部→全部	
				06	一部→一部	
				07	全部(特例)	
				08	一部(特例)	
37	届出区分	X	1	1	戸籍届	
				2	通知	
				3	職権	
				4	申出	

## CRUD定義

データ型	データ型の内容	備考
C	C : 該当データを管理する	該当データのCreate(作成)、Update(更新)、Delete(削除)を行う
R	R : 該当データを参照(活用)する	

■【アウトプットイメージ】地方自治体基幹システム-個別データセット(選挙)(SAMPLE)

名称	地方自治体基幹システム 個別データセット(選挙)
----	-----------------------------

外部					
4	101	102	103	104	105
選挙人名簿管理	住基ネット	中間サーバー	びったりサービス	・ ・ ・	・ ・ ・

項目ID	データ項目	データ型	桁数	外字使用	コード	必須○ /任意 [空白]	繰り返し	項目説明	サンプル値	備考	CRUD定義				
1	行政区コード	X	6		1	○		個人が属する行政区のコード	000001		C				
2	投票区コード	X	3		2	○		個人が属する投票区のコード	001		C				
3	簿冊番号	X	3					選挙人名簿の簿冊番号	001		C				
4	名簿頁番号	X	5					選挙人名簿の頁番号	00001		C				
5	名簿行番号	X	5					選挙人名簿の行番号	00001		C				
6	状態区分	X	2		7	○		選挙人の登録状態を表す	02		C				
7	失権事由	X	2		8			選挙権の失権事由	01		C				
8	停止期間開始年月日	9	8					選挙権の失権期間の開始年月日	20100401		C				
9	停止期間終了年月日	9	8					選挙権の失権期間の終了年月日	20120331		C				
10	郵便投票証明書交付有無	X	1			○		郵便投票証明書の交付有無 (1: 交付, 0: 未交付)	0		C				
11	名簿登録証明書交付有無	X	1			○		選挙人名簿登録証明書の交付有無 (1: 交付, 0: 未交付)	0		C				
12	登録年月日	9	8			○		選挙人名簿へ初めて登録された年月日 (YYYYMMDD形式)	20100301		C				
13	表示登録区分	X	1		13			表示登録者に該当するかどうかを表す	1		C				
14	在外移転区分	X	1					在外選挙人名簿への移転状況を管理 (0: 移転なし, 1: 移転あり)	0		C				
15	在外移転日	9	8					在外選挙人名簿への移転となった年月日 (YYYYMMDD形式) 在外移転区分が「1: 移転あり」の場合は必須	20100401		C				

## データ型

No.	データ型	データ型の内容	備考
1	X	半角文字列	
2	N	全角文字列	
3	9	整数	
4	9V	小数点付き実数	
5	S9	符号付き整数	負の場合は「-」を付ける
6	S9V	符号付き小数点付き実数	負の場合は「-」を付ける

## コード一覧

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
1	行政区	X	6	—	—	※自治体ごとに個別に設定
2	公職選挙投票区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
3	海区選挙投票区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
4	海区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
5	性別	X	1	1	男	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	女	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	不明(未記入)	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
6	続柄	X	2	00	不明	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				02	世帯主	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				11	夫	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				12	妻	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				13	夫(未届)	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				14	妻(未届)	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				20	子	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				2X	子()	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				51	父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				52	母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				62	祖父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				63	祖母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				66	曾祖父	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				67	曾祖母	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				71	兄	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				74	弟	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				81	姉	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				84	妹	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				91	おじ	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				92	おば	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
93	甥	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
94	姪	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
95	いとこ	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
96	縁故者	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
98	使用人	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
99	同居人	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用				
				XX		住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用

## コード一覧

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
7	状態区分	X	2	01	抹消者	
				02	有権者	
				03	表示有権者(都道府県内転出4ヶ月以内)	
				04	表示有権者(都道府県外転出4ヵ月以内)	
				05	表示有権者(職権消除4ヵ月以内)	
				06	転居者	
				07	新登録者	
8	失権事由区分	X	2	01	公職選挙法第11条1項	
				02	公職選挙法第252条	
				03	政治資金規正法第28条	
				99	その他	
9	住民状態	X	1	1	住登者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	転出予定	
				3	転出確定	
				4	死亡者	
				9	その他消除者	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
10	住民基本台帳異動事由	X	2	01	転入	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				02	出生	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				03	転出取消	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				04	帰化	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				05	国籍取得	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				06	職権回復	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				07	職権記載	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				08	住所設定	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				21	転居	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				41	転出	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				42	死亡	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				43	国籍喪失	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				44	職権消除	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
				45	失踪宣告	※住民基本台帳より、必要な異動事由コードを一部引用
11	申請名簿区分	X	1	1	申請中	
				2	名簿登録済	
12	住民種別	X	1	1	住民記録	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	外国人	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	住登外個人	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				4	住登外外国人	
13	表示登録区分	X	1	0	表示登録対象外	
				1	表示登録	

## CRUD定義

データ型	データ型の内容	備考
C	C : 該当データを管理する	該当データのCreate(作成)、Update(更新)、Delete(削除)を行う
R	R : 該当データを参照(活用)する	

■地方自治体基幹システム-データセット(共用/個別)で示す内容及び留意事項

項番	項目名	記載内容	備考
1	項目ID	データセットにおける項目IDを示す	・使用する項目IDは一意になるように命名
2	データ項目名称	データ項目の名称を示す	・使用するデータ項目名称は一意になるように命名
3	データ型	データ項目のデータ型を示す	・データ型の詳細は凡例)データ型に記載
4	桁数	データ項目の桁数を示す	
5	外字使用	データ項目に外字を使用する可能性があるかを示す	・外字を使用する可能性がある場合には“●”、使用する可能性が無い場合には空白
6	コード	データ項目にコードが設定される場合に、コード一覧のNo.を示す	・コードでない場合には空白
7	必須/オプション	データ項目が各業務システムの必須機能(実装すべき機能)で管理及び活用されるデータなのか、オプション機能(実装してもしなくてもよい機能)で管理及び活用されるデータなのかを示す	・オプション機能(実装してもしなくてもよい機能)で管理及び活用される場合には“●”、必須機能(実装すべき機能)で管理及び活用される場合には空白
8	繰り返し回数	データ項目(同一定義)の出現回数を示す	・2回以上出現する場合にはその繰り返し回数を記載し、1回のみ出現の場合には空白 ※例)「〇〇日時1、〇〇日時2、〇〇日時3」の様に、同定義の内容のデータ項目が複数存在する場合、データ項目としては一つとし、繰り返し回数の欄に“3”と入力
9	項目説明	データ項目に関する説明を示す	
10	サンプル値	データ項目に設定される値のサンプルを示す	
11	備考	必要に応じて関連する補足情報を示す	・引用元等の記載など
12	CRUD定義	データ項目を管理するシステムと活用するシステムをCRUDで示す	・CRUD定義の詳細は凡例)CRUD定義に記載



## 連携方法

No.	連携方法	連携方法の内容	備考
1	INPUT・リアル	他業務システムからデータをリアル連携(必須)で受け取る	
2	OUTPUT・リアル	他業務システムへデータをリアル連携(必須)で渡す	
3	INPUT・リアル or バッチ	他業務システムからデータをリアル連携 or バッチ処理 で受け取る	
4	OUTPUT・リアル or バッチ	他業務システムへデータをリアル連携 or バッチ処理 で渡す	

■機能別インターフェースで示す内容及び留意事項

項番	項目名	記載内容	備考
1	機能番号	各業務の標準仕様書に記載された機能番号を示す	・就学システムのシステム標準仕様書を引用
2	機能名	各業務の標準仕様書に記載された機能名称を示す	・就学システムのシステム標準仕様書を引用
3	共用データセット項目ID	連携機能で連携されるデータ項目を示す	・データ要件の自治体基幹システム-共用データセットを引用
4	連携するデータ集合の名称	連携機能で連携されるデータ項目の集合体の名称を示す	
5	連携方法	連携機能の対象(自治体内・外部)と条件(方向・タイミング)を示す	・連携方法の詳細は凡例)連携方法に記載